

土壌汚染対策法及び県民の生活環境の
保全等に関する条例に基づく
届出等作成の手引

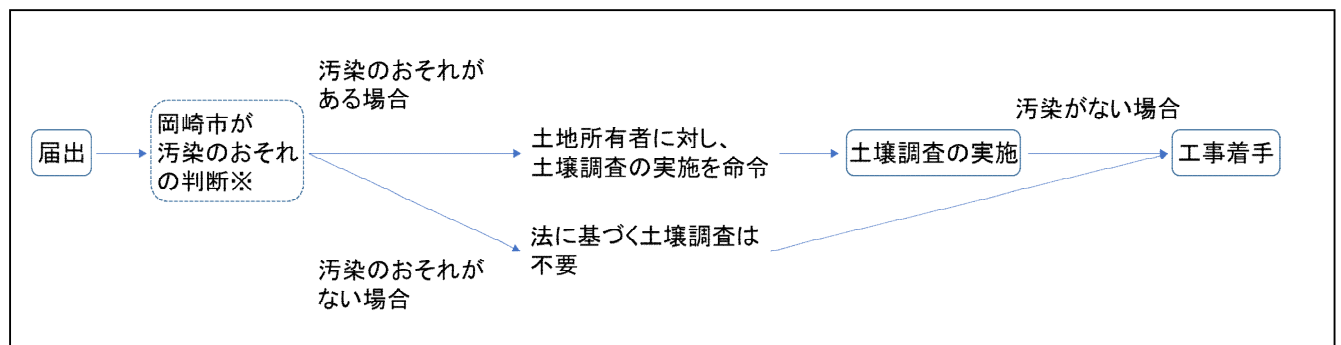
2019年 4 月

岡崎市環境部環境保全課

第3章 法第4条及び県条例第39条の2 関係

1 法第4条及び県条例第39条の2の概要

土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものであるため、当該行為を行うものに対し、その旨を事前に届出させるとともに、市は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土壌汚染調査の実施を求めることとしています。



2 届出の対象となる行為

法、県条例ともに土地の形質の変更の面積の合計が次の場合に届出が必要です。

- (1) 有害物質使用特定施設を設置している（又は、施設が廃止されて調査が行われていない）工場等の土地の形質変更面積が900㎡以上の場合
- (2) 土地の形質の変更の面積が3000㎡以上となる場合

異なる敷地で行われる行為や、年度ごとに工期が分かれている行為であっても、同一の事業計画の下で行われるもの等は、全体を一つの行為として届け出ることが望ましいとされています。

土地の形質の変更の面積の合計が(1)、(2)の要件に該当しても、以下の全てに当てはまる場合は届出対象になりません。

- ・土壌を区域外へ搬出しない。
- ・土壌が飛散等しないよう土地の形質の変更を行う。
- ・土地を50cm以上掘らない。

3 届出の義務者

土地の形質の変更をしようとする者が行ってください。

具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者であり、土地の所有者等と開発行為を行う開発業者の関係では、開発業者が該当します。

工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当します。

4 届出の期限

法：土地の形質の変更に着手する日の30日前までに提出してください。

（契約事務や設計等の準備行為は含みません。）

県条例：法と同時又は、土地の形質の変更前までに速やかに提出してください。

5 提出書類

法第4条関係

- (1) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法様式第6）
- (2) 土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかとした平面図、立面図及び断面図（切土、盛土部分を区別して表示されていること。公図上の地番と筆の境界が記載されていることが望ましい。）
- (3) 届出者が土地の所有者等でない場合は、土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書（土地の所有者等を確認できる書類（登記事項証明書及び公図など）があると望ましい。）

県条例第39条の2

- (1) 過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況調査結果報告書（県条例様式第32）
- (2) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（法第4条関係提出書類(2)と同じ）
（切土、盛土部分を区別して表示してください。）
- (3) 工場等の設置状況等の履歴及び特定有害物質等の取扱状況の調査結果¹

1 過去の特定有害物質の取扱状況等について、土地の利用の履歴を、過去の地図、航空写真、登記事項証明書その他の情報等で容易に入手できると認められる範囲内で把握すること。（概ね5年おきに確認することが望ましい。）

2 図書館交流プラザLibra内の中央図書館1Fレファレンスカウンターで問合せいただくと、昭和33年からの住宅地図（額田地区は昭和51年から）を御覧いただけます。

図書館交流プラザLibra（りぶら）の概要

所在地：愛知県岡崎市康生通西4丁目71番地

開館時間：午前9時～午後9時

休館日：毎週水曜日（水曜日が祝日の場合は、開館）

【近隣概略図】



【周辺拡大図】



(法)提出書類(1) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (法様式第6)

様式第六 (第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 岡崎市長

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇

報告者 住 所 岡崎市〇〇町〇〇

氏 名 〇〇株式会社

(名称及び代表者氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇 印

土壤汚染対策法<sup>第3条第7項
第4条第1項</sup>の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け
出ます。

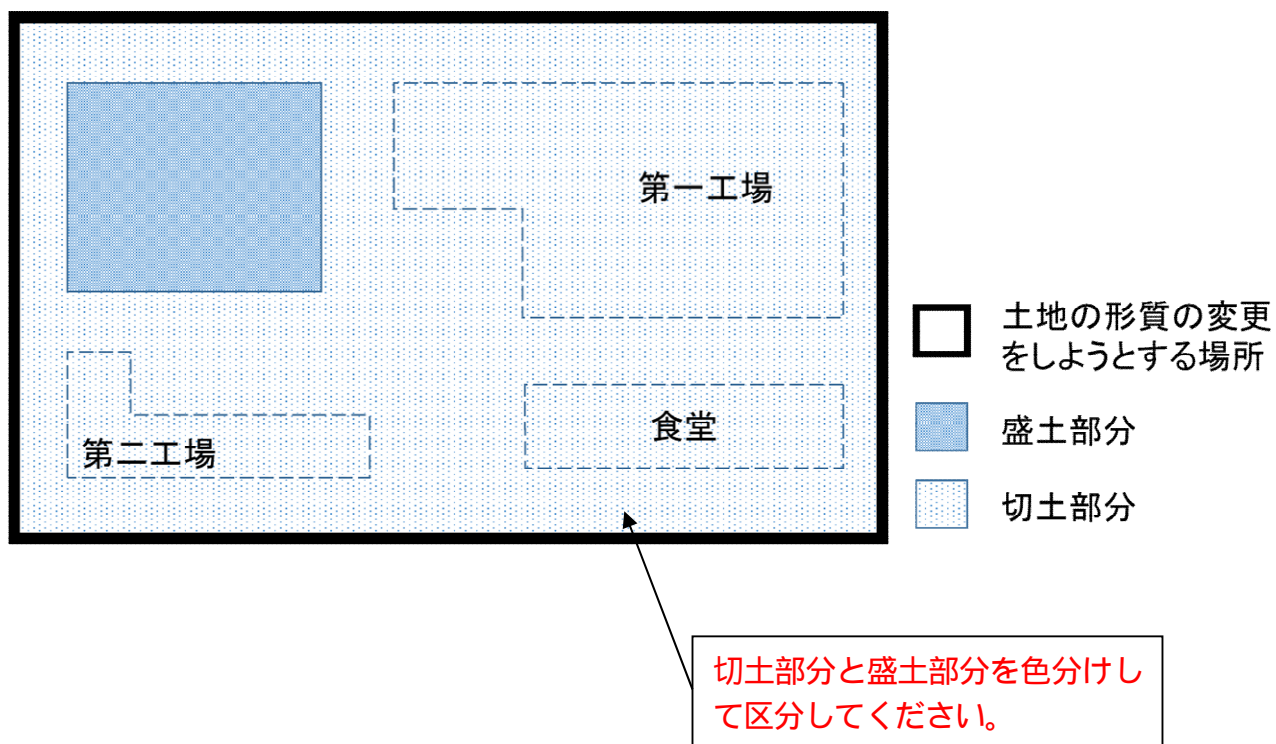
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	岡崎市〇〇町字〇〇〇〇番地〇〇		
土地の形質の変更の場所	別紙図面のとおり	土地の形質の変更が行われる全ての地番を記載 複数ある場合は一覧表を添付し、図面等で改変場所が分かるようにする。	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積: 〇〇 m ² 深さ: 〇.〇 ~ 〇.〇 m		
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇月〇日		
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地		
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場	届出の対象となる行為が(1)に該当する場合は記載すること。
	有害物質使用特定施設の種類	66 電気めっき施設	
	有害物質使用特定施設の設置場所	別紙図面のとおり	施設の設置場所が分かる図面を添付する。
	特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物	

土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧

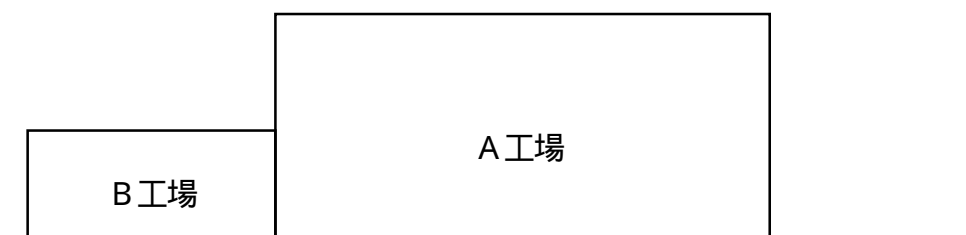
所在地	面積 (㎡)	土地所有者
〇〇町〇〇丁目1番地	300	〇〇花子
〇〇町〇〇丁目2番地	50	〇〇太郎
〇〇町〇〇丁目3番地	2400	〇〇太郎
〇〇町〇〇丁目4番地	250	〇〇次郎
〇〇町〇〇丁目5番地	60	〇〇三郎
合計	3060	

(法)提出書類(2) 土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかにした平面図、立面図及び断面図

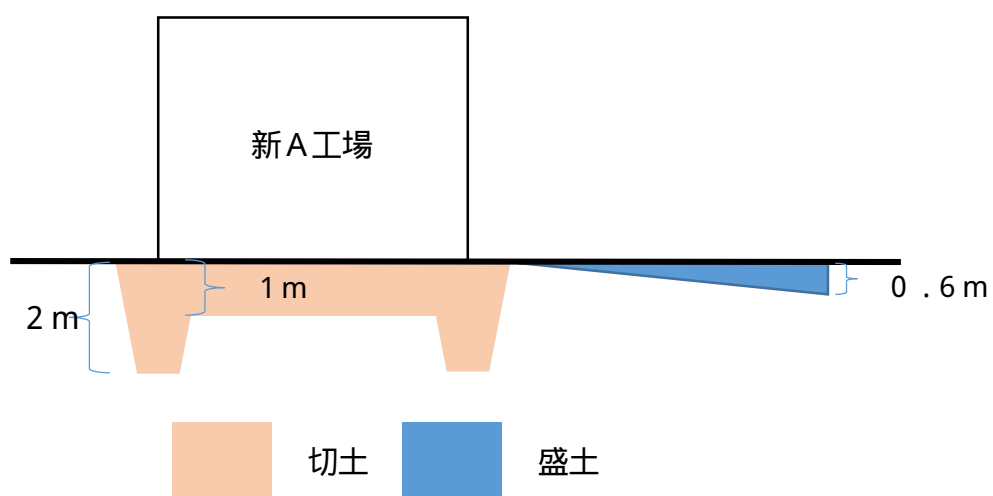
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面



立面图



断面图



(法)提出書類(3) 届出者が土地の所有者等でない場合は、土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

同意書

私は、私が所有する次の土地について、下記の者が土地の形質の変更の権限を有すること及び土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出を行うことについて、同意します。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	岡崎市〇〇町〇〇番地 〇〇町〇〇番地 〇〇町〇〇番地
土地の形質の変更及び法第4条第1項の届出を行う者	〇〇市〇〇町〇 - 〇—〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日
土地所有者 〇〇市〇〇町〇〇番地
□□ □□ 印

(県条例)提出書類(1)

過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況調査結果報告書(様式第32)

様式第32(第40条関係)

過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書	
〇〇年 〇〇月 〇〇日	
(あて先)岡崎市長	
住所 〇〇市〇〇町〇-〇 報告者 郵便番号 株式会社〇〇〇〇 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇 印 (名称及び代表者氏名)	
県民の生活環境の保全等に関する条例第39条の2第1項の規定により、過去の等取扱事業所の設置状況等について調査しましたが、その結果は、次のとおりです。	
土地の形質の変更に係る事業の名称	(仮称)〇〇道路建設工事
土地の形質の変更を行う場所	別紙のとおり
対象地の概要	対象地面積(事業計画面積) 対象地面積 〇〇〇〇m ² 事業計画面積 〇〇〇〇m ²
	現在の土地利用状況 昭和〇〇年から操業していた繊維工場跡地であり、現在は、操業を停止し、建屋は残っているが、隣地の社宅は既に解体され、更地となっている。
	土地の形質の変更の種類 建屋を解体し、土地造成後、共同住宅及び駐車場を建設する。
	過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等の調査結果 (特定有害物質等取扱事業所がない場合) 当該土地は、昔から山林であり、登記簿を確認したところ開発の記録はなく、昭和〇〇年~現在までの5年毎の住宅地図を確認したが、建物はみられなかったため、特定有害物質等取扱事業所は存在しなかった。
土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	住所:岡崎市〇〇町〇〇番地〇〇 氏名:〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (ほか別紙一覧)
備考	過去の地図を添付
(特定有害物質等取扱事業所がある場合) 昭和 年までは、田畑であったが、昭和 年から現在まで〇〇は工場が操業しており、〇〇の製造過程で、□□年から□□年まで鉛が使用されていた。	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、人(法人にあっては、その代表者)が署名することが必要。

1 特定有害物質等取扱事業所の設置状況の履歴

土地の利用の履歴を、過去の地図、航空写真、登記事項証明書その他の情報により、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況について容易に入手できると認められる範囲内で把握する。

2 特定有害物質の使用、排出等の状況

1により把握した土地の利用の履歴から、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置の事実が判明したときは、当該特定有害物質等取扱事業所を設置していた者に対する台帳類及び資料の閲覧依頼、聴取り等により、特定有害物質の種類ごと（排出状況にあつては、排出水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に以下の内容について容易に入手できると認められる範囲内で把握する。

特定有害物質の種類ごとの調査項目

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	特定有害物質等を使用していた設備、機器等
使用状況	特定有害物質等の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	特定有害物質等の排出時の濃度、排出量、排出期間、排出経路（地下への浸透を含む。）、敷地内処分等
処理状況	特定有害物質等の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	特定有害物質等に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用場所	特定有害物質等の使用場所、建物及び設備の配置状況等
製造状況	特定有害物質等の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等
保管場所	特定有害物質等の保管方法、保管量等

3 その他の情報

当該土地における次の内容等について容易に入手できると認められる範囲内で把握する。

- (1) 特定有害物質等取扱事業所の設置の状況以外の土地の利用の履歴及び土地の造成等の履歴
- (2) 特定有害物質等の取扱いの状況
- (3) 過去の土壤汚染等調査の結果
- (4) その他土壤又は地下水の特定有害物質による汚染のおそれの有無を推定するために有効な情報